

文化審議会美術品補償制度部会（第2回）（平成27年5月20日）における主な意見

（制度適用実績への評価について）

- 法律の目的に照らして、必要性の観点から制度を見た場合、制度創設以来、3年半余りで18件（延べ38回）の展覧会に適用され、総評価額が500億円を超えるような大規模展覧会では、平均するとおおむね5割程度、総評価額が50億円を超え、かつ200億円未満の展覧会では平均するとおおむね3割程度保険料が軽減されていることから、実績はあがっていると考えられる。
- 有効性の観点から制度を見た場合、制度の適用により開催が可能になった展覧会の存在、展示作品の質・量の充実、入場料の無料化・軽減や開館時間の延長、教育普及活動の充実など、一定の有効性があつたと評価できる。
- 効率性の観点から制度を見た場合、これまでに補償の支払例がないため、制度を設けたことによるモラル・ハザードは生じておらず、むしろ制度の適用の申請を通じて安全意識が向上したと評価できる。ただし、申請書類については、審査の厳格性を損なわない範囲で効率化の余地の有無を検討することが必要である。

（制度適用の要件・基準について）

- 通常損害の自己負担額50億円を引き下げの場合、他の制度適用要件を維持すべきか、厳格化すべきか、又は緩和すべきかについては、引下げを希望する美術館・博物館の実態を踏まえて判断すべきである。

（補償料の納付について）

- 美術品補償制度は、元来、民間保険では保険料が高額になりすぎる場合や、民間保険では対象とすることが困難な場合に対応するものであることから、補償料の額にもよるが、補償料の導入が制度の利用を躊躇させることになれば、本末転倒になるのではないかと懸念される。

（民間保険会社との関係について）

- 50億円を引き下げの場合には、民間保険では対応できないかという必要の観点からの検討が必要であるが、民間保険の付保が困難であったり、可能であっても保険料が高額になったりする場合には、法律の目的に照らして引き下げることは考えられる。
- 民間保険との競合を避けつつ、法律の目的を達成する手段として、保険料を補助するという仕組みも考えられる。また、他の補助事業により法律の目的を達成できるかどうかという検討も必要である。

- 国が、民間が行える事業を行う場合には、民間に任せておく使いにくいとか、利用できる者が限られるとか、公的に支援することによって生じた余裕を他の公的な目的に振り向けてもらうなど、公的な機能があることについての説明責任が課されると考える。

(保険料の軽減・国民的利益への還元について)

- 50億円を引き下げても、自己負担額に近い規模の展覧会では、入場料の軽減や教育普及活動の充実といった国民への利益の還元はそれほど見込まれないが、これは現在でも存在する問題であり、引下げがなければ開催できなかった展覧会の開催が可能になったり、展示作品の質・量が充実したりすれば、十分目的を達成したと言えるのではないかと。
- 50億円を引き下げる場合、小規模の美術館では、保険料の軽減分を入場料の軽減や教育普及活動の充実といった国民へ利益を還元する取組を行うのは理想的で、制度適用の要件を満たす展覧会を開催するための経費に充てることが第一である。

(望ましい自己負担額及び補償限度額について)

- 通常損害の自己負担額50億円を引き下げた場合、自己負担額に近い規模の展覧会では、数百億円規模の展覧会と比較して保険料の軽減率は小さくなるが、50億円を引き下げた場合に制度を利用したいと思う美術館等が69%であることは、需要があり、引下げが十分な経済的インセンティブになることを示しているのではないかと。
- 自己負担額については、主たる考慮要素として、(1)法目的の実現、(2)財政負担、(3)官民の役割分担が挙げられる。自己負担額の引下げは、法目的にはかなっていないと考えられるが、必要性の観点から、どの程度までの引下げのニーズがどれくらいあるのかといった立法事実の確認や、民間保険で対応できないのかどうかの確認が必要である。また、必要性が肯定された場合、財政的な考慮が必要である。
- 50億円を引き下げる場合、制度の対象になる全ての展覧会について一律に引き下げるか、対象美術品の総評価額に応じて引下げの幅を変えるか、立法政策としては両方ともあり得るが、その長短については立法事実を確認して判断することが必要である。

(制度による支援の目的・意義について)

- 50億円を引き下げる場合でも、制度による支援の目的を変える必要はないと考える。また、50億円を引き下げる場合、制度を利用可能であっても利用しない事例が増加すると考えられるが、支援制度を利用可能であっても利用しない者が存在するこ

とは、支援制度一般に言えることであり、支援を必要とする者がある程度存在する以上、制度の意義が否定されるものではない。

(その他)

- 日本の美術館では、保存修復の専門家が余りいないのが現状だが、美術館においてそうした専門家がリスクを管理することが重要。地方の美術館に本制度を適用していくためには、美術館のレベルを高める必要があり、保存修復の専門家の育成を支援する制度や、美術館で保存修復の専門家を雇用するよう求める方針を打ち出してはどうか。

- 50億円を引き下げる場合、制度の適用を目指して、美術館・博物館において、施設の改善や、学芸員の能力・モラルの向上が図られることが期待される。美術館・博物館に注意喚起をするという意味でもこの制度は重要であり、そうした制度の有効性について「審議のまとめ」案に記載してはどうか。

- 美術館・博物館の設備の向上や人材育成について、補償制度の中で議論するのは無理があるが、文化庁において、美術館・博物館の格付のような制度の導入を考えてはどうか。そうすれば、補償制度においても、その格付に沿って審査することができ、申請者が資料を提出する必要もなくなる。補償制度とは独立した政策課題として、検討をお願いしたい。